

次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法46の2①、68の33①）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

次世代育成支援対策資産の区分	1	旧46条の2第1項( )号 旧68条の33第1項( )号	旧46条の2第1項( )号 旧68条の33第1項( )号	旧46条の2第1項( )号 旧68条の33第1項( )号
次世代育成支援対策資産の種類	2	建物・建物附属設備 車両及び運搬器具 器具及び備品	建物・建物附属設備 車両及び運搬器具 器具及び備品	建物・建物附属設備 車両及び運搬器具 器具及び備品
次世代育成支援対策資産の名称	3			
取得等年月日	4	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	5	平・	平・	平・
取得価額	6	円	円	円
普通償却限度額	7			
割増償却率	8	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
割増償却限度額 (7) × (8)	9	円	円	円
償却・準備金方式の区分	10	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
<b>適用要件等</b>				
厚生労働大臣の特例基準適合認定年月日	11		・	・
一般事業主行動計画の計画期間開始の日	12		・	・
(指定告示名、告示番号) (該当の項及び号)		( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
事業の用に供した次世代育成支援対策資産の仕様、性能等判定上参考となる事項	13			

特別償却の付表（二十二） 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分